

JAS製品の普及に向けて

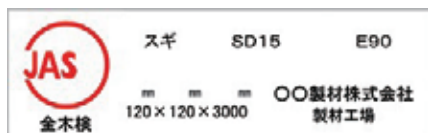
1 林産物JASの現状

JAS（日本農林規格：Japanese Agricultural Standards）は、「日本農林規格等に関する法律」に基づき、農林水産大臣が、農林水産物について、品質や成分、生産・管理方法などの基準を定めた国家規格です。これらの製品を製造する工場等は、国が認めた「登録認証機関」から事前に認証を受けた上で、自ら生産した製品がJASを満たすことを確認し（格付）、当該製品に「JASマーク」を表示することができます。

林産物については、製材、集成材、合板、直交集成材（CLT）などの13品目について、JASが定められています。

各品目の供給量に占めるJAS製品の割合（格付率）は、集成材や合板等で、接着剤等に由来するホルムアルデヒド放散量の基準を満たすことを示す必要があるため、67

〜87%と高い一方、製材では11%（構造用製材のみで27%）と低くなっています。これは、主に、小規模な木造建築物（2階建



JASマークの表示例

2 改正建築基準法の施行

■主な林産物のJAS格付率（令和4年度推計）

集成材や合板、CLTのJAS格付率が高位であるのに対し、製材の格付率は低位。

区分	国内流通量(万m ³)		格付量(万m ³)		格付率(%)	
	国内流通量	国内生産	国内流通量	国内生産	国内流通量	国内生産
製材	1,350	860	149	113	11%	13%
集成材	270	166	224	154	83%	93%
合板	552	358	371	276	67%	77%
CLT	1.5	1.5	1.3	1.3	87%	87%

資料：国内流通量は農林水産省「木材需給報告書(令和4年)」

格付量は農林水産省業務資料(令和4年度実績)

注：「製材」には枠組壁工法構造用製材を含む

このうち、構造用製材における格付率：27%

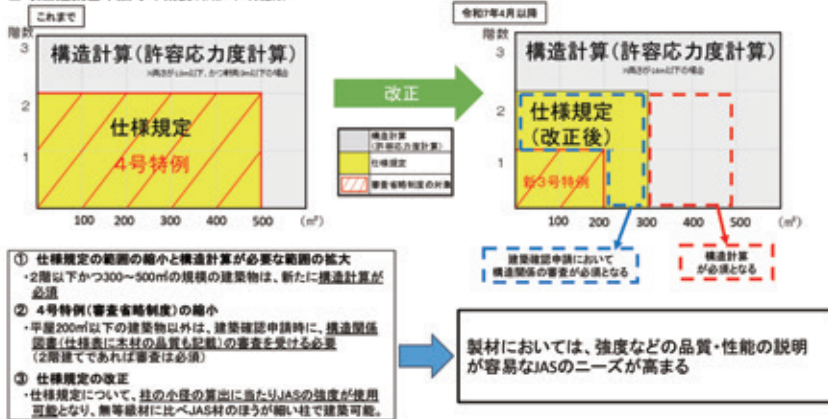
※短辺7.5cm以上

以下かつ500m²以下)で、建築基準法に基づく構造関係規定の審査が省略されていることに起因すると考えられます。

令和7年4月から、改正建築基準法が施行され、省エネ化に伴う建築物の重量化に対応して、審査省略の対象が「平屋建てかつ200m²以下」の建築物に限定され、審査の対象が広がります。また、300m²超

の建築物は新たに構造計算が必要となります。構造関係規定の審査では、「木材の品質」も確認の対象となることから、今後は特に構造材について、品質・性能の明確なJAS製品のニーズが高まると想定されます。

■改正建築基準法等の概要（令和7年4月施行）



3 JAS製品の普及に向けた林野庁の取組

林野庁では、JAS構造材の活用促進に向けて、平成29年度から、「JAS構造材実証支援事業」を実施してきました。同事業では、3ヶ年目標を設定してJAS構造材の利用を宣言した事業者(宣言事業者)のうち建築事業者を対象に、非住宅分野を中心とする建築物の実証に当たり、JAS構造材の調達経費の一部を支援してきました。



トラスにJAS構造材を利用して大空間を実現した保育園遊戯室棟
令和5年度支援事例：けやき保育園(栃木県栃木市) (延べ床面積572m²)

令和5年度までに、2,065の事業者が宣言を行い、JAS構造材を活用した建築物1,025件の実証を行ってきました。近年では、構造計算を要する中大規模の建築物の実証も見られるようになっていきます。令和6年8月には、宣言事業者に向けて、「林野庁長官メッセージ」を発出し、非住宅分野における木材需要の拡大に向けた取組を要請しました。



林野庁長官メッセージ

また、JAS製品の供給体制構築に向けて、令和6年度から、新たに、川上から川下に至るJAS製材のサプライチェーン構築に向けた取組への支援を開始しました。現在、全国6地域でモデル的な取組が進められています。

更に、製材工場によるJAS認証取得の促進に向けて、令和6年度補正予算では、新たにグレーディングマシン等の単体での導入を支援対象に加えるとともに、品質管理に必要な測定機器の導入や、人材育成、アドバイザーの派遣、情報窓口の設置等の取組への支援を措置しました。

このほか、パンフレット「製材のJAS認証取得のすすめ(下に掲載)」を新たに作成して、配布しています。

4 製材JASの見直し

令和6年度に、JAS製品の製造合理化のため、製材JASについて、以下の点を見直しました。

製材工場の皆様へ

製材のJAS認証取得のすすめ



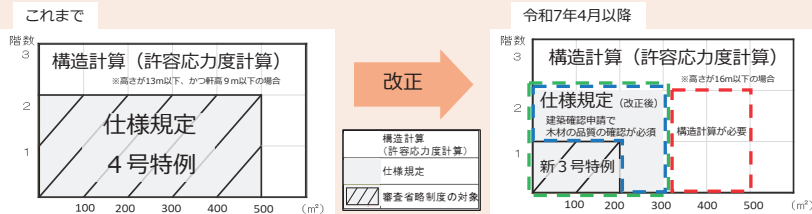
木材を取り巻く環境の変化に対応して、
JAS認証を取得しませんか？

1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します！

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算(※)が必要となる建築物の範囲が拡大(延べ面積300㎡超へ)され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大(延べ面積200㎡以下の平屋以外全て)されます。

※荷重・外力により部材に生じる力を計算すること。

<改正建築基準法の概要>



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します(■部)。JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します(2階建ては全て)。JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です(■部)。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、柱の小径を小さくすることが可能となります(■部)。

(単位: N/mm ²)	圧縮 (Fc)	引張り (Ft)	曲げ (Fb)
JAS 機械等級区分 (E70)	23.4	17.4	29.4
JAS 目視等級区分 (甲種 1級)	21.6	16.2	27.0
無等級材	17.7	13.5	22.2

スギ製材の基準強度(建設省告示第1452号(平成12年5月31日))

2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！(令和7年度予定)

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

林野庁

- ① 目視等級区分構造用製材の測定方法に「カメラ撮影」「レーザー照射等」を追加
- ② 含水率20%以下の構造用製材で、木口(0.1mm)に見直し
- ③ 曲げヤング係数の基準を上限値と下限値による管理から、平均値と下限値による管理に見直し

令和7年1月に、関連する農林水産省告示を改正し、令和7年7月末に施行されます。

5 おわりに

今後、中大規模木造建築物の普及や改正建築基準法の施行により、品質・性能の明確なJAS製品に対するニーズは一層高ま

ることが想定されます。製材工場の皆様には、JAS認証の取得を進めていただくとともに、宣言事業者をはじめとする皆様には、建築物におけるJAS構造材の利用拡大に、一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い致します。